

定 期	
登録番号	
登録年月日	平成 年 月 日

市町村 コード							
------------	--	--	--	--	--	--	--

平成9年度  
一般廃棄物処理事業実態調査  
処理状況調査票  
〔市町村用〕

この調査は、市町村及び事務組合における廃棄物処理事業の実態を正確に調査し、今後の国の廃棄物処理事業対策の基礎資料とするものである。

都道府県名		市 郡	町 村	市町村 コード					
担 当 記 入 先 者	氏 名								
	所属・職名								
	郵便番号	〒	-						
	電 話	( )	-						
	所 在 地								

記入上の注意

- 1 この調査票は、ただし書きのある項目以外は、市町村が事務組合、委託業者及び許可業者によって処理しているものも含め、記入すること。なお、特に、事務組合分の記入にあたっては、組合と数値の整合を図ること。
- 2 記載に当たっては、各表の記入要領にしたがうこと。
- 3 年間実績値については、平成9年度の実績とすること。
- 4 指定単位未満の端数については、特にことわりがない限り四捨五入によること。
- 5 記入は濃い鉛筆（HBが適当）でおこない、都道府県には複写したものではなく原票を提出すること。
- 6 記入欄には記入を求められている内容以上のことは記入しないこと。
- 7 単位を誤らないで記入すること。
- 8 各表中の太線で囲まれた欄については、すべて記入すること。処理量等の値が0の場合も必ず0と記入すること。
- 9 すべての記入が完了した後で、別紙チェックリストにより記入内容を必ずチェックすること。

I 総合的事項

市町村コード			
都道府県	市郡	町	村

1 市町村の状況

(1) 市町村の状況

01

		全 域
		01
面 積	01	Km <sup>2</sup>
世 帯 数	02	世帯
人 口	03	人

(2) 一般会計決算額

02

		01
一 般 会 計 決 算 額	01	千円
		整数で記入すること

(01表について)

- 面積(01)は、建設省国土地理院作成の平成9年度全国都道府県市町村面積調に基づき、小数点第2位まで記入すること。(小数点第3位を四捨五入する)
- 世帯数(02)、人口(03)は、都道府県の統計課が平成9年10月1日付けで公表するために市町村に報告をもとめた数値に基づくこと。(住民基本台帳人口で、外国人は含まない)

(02表について)

- 市町村の歳出の総決算額(廃棄物処理関連以外も全て含む)又は最終総決算見込額を記入のこと。

2 廃棄物処理事業経費（市町村の歳入・歳出決算額）

市町村コード				
都道府県	市	郡	町	村

(1) 歳入 03

		ごみ	し尿	計	
		01	02	03	
特 定 財 源	国庫支出金	01	千円	千円	千円
	都道府県支出金	02	千円	千円	千円
	地方債	03	千円	千円	千円
	使用料及び手数料	04	千円	千円	千円
	その他	05	千円	千円	千円
	小計	06	千円	千円	千円
一般財源		07	千円	千円	千円
合計		08	千円	千円	千円
整数で記入すること					

(03表について)

- 1 この表は、市町村に係わるもののみ記入すること。
- 2 起債償還額に係るものは除くこと。
- 3 平成9年度決算額又は決算見込み額を記入すること。
- 4 その他の欄(05)には、前記指定費目以外に廃棄物処理事業に係る特定財源がある場合のみ記入すること。
- 5 使用料(04)とは、ごみ焼却場にごみを搬入する場合等に徴収する使用料のことをいう。
- 6 手数料(04)とは、廃棄物処理法第6条の2に基づき徴収している手数料をいう。
- 7 ごみ、し尿の処理に直接係わらない管理部門等の経費については、職員数等によってごみ及びし尿に区分して記入すること。
- 8 許可申請・更新手数料は、その他(05)に記入する。
- 9 合計(08)については、04表の合計(16)と一致させること。

=04表(16)

(2) 歳出 04

市町村コード				
都道府県	市	郡	町	村

			ご	し	計	
			み	尿		
			01	02	03	
建設 ・ 改良費	工事費	中間処理施設	01	千円	千円	千円
		最終処分場	02	千円	千円	千円
		その他	03	千円	千円	千円
改良費		調査費	04	千円	千円	千円
		組合分担金	05	千円	千円	千円
		小計	06	千円	千円	千円
処理及び維持管理費		人件費	07	千円	千円	千円
	処理費	収集運搬費	08	千円	千円	千円
		中間処理費	09	千円	千円	千円
		最終処分費	10	千円	千円	千円
		車両等購入費	11	千円	千円	千円
		委託費	12	千円	千円	千円
		組合分担金	13	千円	千円	千円
		その他	14	千円	千円	千円
		小計	15	千円	千円	千円
	合計	16	千円	千円	千円	

=03表(08)

整数で記入すること

(04表について)

- 1 この表は、市町村に係るもののみを記入すること。
- 2 起債償還額に係るものは除くこと。
- 3 平成9年度決算額又は決算見込み額を記入すること。
- 4 建設・改良費(01~06)は一般廃棄物処理施設の整備(修繕費は含まない。災害復旧費を含む)に係る経費(工事雑費、事務費を含む)をいう。
- 5 その他(03)とは中継施設、清掃事務所の整備に係る経費をいう。
- 6 調査費(04)とは建設・改良工事又はアセスメントに係る調査費をいう。
- 7 組合分担金(05)、(13)とは、廃棄物処理に関して、一部事務組合への負担金をいう。
- 8 人件費(07)とは、給与費、手当、賞金、福利費、報酬、退職給与金、研修費、報償賞等職員に係る経費をいう。
- 9 収集運搬費とは、収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る人件費以外の経費をいう。粗大ごみ収集、大掃除、年末年始対策費等も含む。
- 10 中間処理費(09)とは、処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費用等人件費以外の中間処理に係る経費をいう。
- 11 最終処分費(10)とは、埋立地の維持管理費等最終処分に係る人件費以外の経費をいう。
- 12 車両等購入費(11)とは、収集運搬、最終処分に係る収集運搬車両等の購入経費をいう。
- 13 委託費(12)とは、施設運転の委託、収集運搬の委託等廃棄物処理に関して市町村間、市町村とその市町村が構成員になっていない事務組合、または、業者間において委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。
- 14 その他(14)とは、廃棄物に関する調査研究費(建設・改良工事又はアセスメントに係るものを除く)及び他の項目に属さない経費をいう。
- 15 (07)~(11)については、市町村の直営に係る経費である。
- 16 合計(16) = 小計(06) + 小計(15) となっていることを必ずチェックすること。

(3) 処理及び維持管理費

05

市町村コード				
都道府県	市	郡	町	村

		ごみ	し尿	計
		01	02	03
収集運搬費	01	千円	千円	千円
中間処理費	02	千円	千円	千円
最終処分費	03	千円	千円	千円
合計	04	千円	千円	千円
整数で記入すること				

=04表(15)

3 廃棄物処理事業従事職員（事務組合分は除く）

06

			ごみ	し尿	計
			01	02	03
一 搬 職	事務系	01	人	人	人
	技術系	02	人	人	人
技 能 職	収集運搬	03	人	人	人
	中間処理	04	人	人	人
	最終処分	05	人	人	人
	その他	06	人	人	人
合計		07	人	人	人
整数で記入すること					

(05表について)

- 1 収集運搬費(01)、中間処理費(02)、最終処分費(03)とは、04表のPersonnel費(07)からその他(14)までの処理及び維持管理の総額を、これらの目的別に区分して記入するものとし、区分し難い費用については、職員数等によって区分する。
- 2 合計(04)は04表の小計(15)と一致させること。

(06表について)

- 1 この表は、市町村の職員（委託業者は除く）で平成9年度末現在廃棄物処理行政に従事しているものについて記入すること。
- 2 ごみ、し尿に直接係わらない管理部門（本庁等）の職員については、職員数で按分して記入すること。
- 3 一般職事務系(01)とは、一般事務員、指導員、集金員等をいい、技術系(02)とは、土木、衛生、建築、機械、電気、化学等の技術系職員をいう。
- 4 技能職（収集運搬）(03)とは、収集運搬車運転手、整備士、修理工、船舶乗員、船舶整備士、収集作業員等の収集運搬業務に携わる技能士、作業員をいう。  
技能職（中間処理）(04)は、クレーン操作者、ピット係員、焼却作業員等中間処理に携わる技能士、作業員をいう。  
技能職（最終処分）(05)とは、埋立地作業員等、最終処分に携わる技能士、作業員をいう。
- 5 同一職員が他の業務を兼務している場合には、廃棄物処理事業経費決算(05表)の占める割合で職員数を按分すること。さらに、臨時備上は、延べ人数を365日で割り、最終的に小数点第1位で四捨五入して整数化すること。

市町村コード			
都道 府県	市 郡	町	村

4 委託・許可件数（事務組合分は除く）

07

			収集運搬	中間処理	最終処分	合計
			01	02	03	04
ごみ	委託業（法第6条）	01	件	件	件	件
	許可業（法第7条）	02	件	件	件	件
し尿	委託業（法第6条）	03	件	件	件	件
	許可業（法第7条）	04	件	件	件	件
	浄化槽清掃業 （浄化槽法第35条）	05				件

(07 表について)

この表は、市町村が直接、調査対象年度末現在委託又は許可している件数を記入すること。

（同一業者の重複もあり得る）

5 一般廃棄物処理業者等関係

市町村コード				
都道府県	市郡	町	村	

(1) 業者数 08

		し尿専業	ごみ専業	兼業	合計
		01	02	03	04
業者数	01				

(2) 従業員数 09

		し尿関係	浄化槽関係	ごみ関係	合計
		01	02	03	04
従業員数	01	人	人	人	人
整数で記入すること					

(3) ごみ収集運搬機材 10

			台数又隻数	積載量
			01	02
車両	収集車	01	台	t
	運搬車	02	台	t
	計	03		
伝馬船等の船舶		04	隻	t
整数で記入すること				

(08~11表について)

- 1 この表は、自らの市町村に主たる事務所を置く委託・許可業者について調査し記入すること。(同一業者について、複数の市町村が重複して記入しないよう注意すること。)

(08表について)

- 1 業者とは、市町村において、委託あるいは許可を受けてし尿あるいはごみの処理を行っているもの、及び浄化槽清掃業者をいう。

(09表について)

- 1 同一人が兼務している場合には、従事割合で按分し、記入すべき合計値が1未満になった場合は、小数第1位で四捨五入し整数とすること。

(10表について)

- 1 業者が所有するすべての機材（収集運搬に係るもの）について記入すること。
- 2 収集車とは、ごみステーション等からごみを収集し、処理施設まで輸送するための車両のことをいう。
- 3 運搬車とは、ごみ積替施設等から処理施設まで運搬するための車両、焼却灰等中間処理施設から発生する残渣を最終処分場に運搬するための車両等のことをいう。
- 4 積載量(02)は各車両の積載量の合計とし、小数第1位で四捨五入し整数とすること。合計値が1未満だった場合は、1とすること。
- 5 市町村から業者が、機材（収集運搬に係るもの）を借りている場合についても記入すること。

市町村コード		
都道 府県	市 郡	町 村

(4) し尿収集運搬機材

11

			台数又は隻数	積 載 量	
			01	02	
車 両	収 集 車	バキューム車	01	台	kl
		その他	02	台	kl
		計	03	台	kl
	運 搬 車	運搬車	04	台	kl
		計	05	台	kl
伝馬船等の船舶		06	隻	kl	
海洋投入船		07	隻	kl	
整数で記入すること					

(11表について)

- 1 業者が所有するすべての機材について記入すること。
- 2 収集車とは、各家庭等からし尿を収集し、処理施設まで輸送するための車両のことをいう。
- 3 収集車のうち、汚泥濃縮・脱水車等はその他に記入すること。
- 4 運搬車とは、し尿を積替えて処理施設まで運搬するための車両、残渣等を運搬するための車両のことを言う。
- 5 積載量(02)は各車両の積載量の合計とし、少数第1位で四捨五入し整数とすること。合計値が1未満になった場合は、1とすること。
- 6 伝馬船等の船舶(06)とは、し尿を収集して処理施設まで輸送するための船舶をいう。
- 7 海洋投入船(07)とは、し尿を海洋投入するための船舶をいう。

II ごみ処理関係

市町村コード				
都道府県	市郡	町	村	

1 計画処理区域の状況

(1) ごみ計画収集人口

12

		01	
計画収集人口	01		人
自家処理人口	02		人

(2) 粗大ごみ計画収集人口

13

		01	
計画収集人口	01		人
自家処理人口	02		人

(12表について)

- 1 人口は平成9年10月1日現在とする。
- 2 計画収集人口(01)は実際にごみの収集を行っている人口を記入すること。
- 3 計画収集人口(01) + 自家処理人口(02) = 01表(03)であることをチェックすること。

(13表について)

人口は平成9年10月1日現在とすること。

市町村コード				
都道府県	市	町	村	
府県	郡			

2 ごみ処理の概要 14

		ごみ(粗大ごみを除く)		粗大ごみ		
		01		02		
収集運搬	01	1. 直営 2. 組合 3. 委託 4. 許可 5. その他 6. 無し	1. 直営 2. 組合 3. 委託 4. 許可 5. その他 6. 無し			
中間処理	02	1. 直営 2. 組合 3. 委託 4. 許可 5. その他 6. 無し	1. 直営 2. 組合 3. 委託 4. 許可 5. その他 6. 無し			
埋立	03	1. 直営 2. 組合 3. 委託 4. 許可 5. その他 6. 無し	1. 直営 2. 組合 3. 委託 4. 許可 5. その他 6. 無し			
手数料	家庭系ごみの手数料	04	1. 全て徴収で従量制・回数制 2. 全て徴収で定額制 3. 全て徴収で1.、2.以外の徴収方法 4. 多量の場合のみ徴収 5. 無料	1. 全て徴収で従量制・回数制 2. 全て徴収で定額制 3. 全て徴収で1.、2.以外の徴収方法 4. 多量の場合のみ徴収 5. 無料	重複は不可	
	事業系ごみの手数料	05	1. 全て徴収で従量制・回数制 2. 全て徴収で定額制 3. 全て徴収で1.、2.以外の徴収方法 4. 多量の場合のみ徴収 5. 無料	1. 全て徴収で従量制・回数制 2. 全て徴収で定額制 3. 全て徴収で1.、2.以外の徴収方法 4. 多量の場合のみ徴収 5. 無料		
	直接搬入ごみの手数料	06	1. 全て徴収 2. 多量の場合のみ徴収 3. 無料	1. 全て徴収 2. 多量の場合のみ徴収 3. 無料		
ごみの計量方法		07	1. 中間処理施設の計量施設 2. 最終処分場の計量施設 3. 収集台数 4. その他	1. 中間処理施設の計量施設 2. 最終処分場の計量施設 3. 収集台数 4. その他		
ごみ質測定実績	ごみの種類	紙布類	08		%	整数で記入すること
		ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	09		%	
		木、竹、わら類	10		%	
		ちゅう芥類	11		%	
		不燃物類	12		%	
		その他	13		%	
		水分	14		%	
	灰分	15		%		
可燃分	16		%			
低位発熱量	17		kcal/kg			

(14表について)

- 1 収集運搬(01)、中間処理(02)埋立(03)については、該当するものすべてに○をつけること。
- 2 手数料(04)～(06)については、2つ以上該当する場合であっても、最も比重の大きいものを1つ選択すること。
- 3 直営……市町村直営、組合……事務組合、委託……委託業者、許可……許可業者
- 4 事務組合が委託業者又は許可業者に行わせている場合には、組合の項に○をつけ、委託、許可の項に○をつけないこと。
- 5 ごみの計量方法(07)は各施設に計量器が設置されている場合は1.又は2.に○をつけ(重複可)、計量器が設置されておらず、搬入台数からごみ量を計算している場合は3.に○をつけること。
- 6 ごみ質は主に焼却処理されているごみの組成割合を整数で記入すること。(少数第1位を四捨五入すること。)

3 ごみ収集の状況

(1) 収集方式、回数<sup>の状況</sup>

15

市町村コード				
都道府県	市郡	町	村	

		01					
ごみの分別数		01					
粗大ごみ （資源を除く）	混合ごみ	平均収集回数 (回/週)	02	1. 6~7回 5. 1回	2. 4~5回 6. 1回未満	3. 3回 7. 無し	4. 2回
		収集方式	03	1. ステーション方式 2. 各戸収集方式 3. その他			
	可燃ごみ	平均収集回数 (回/週)	04	1. 6~7回 5. 1回	2. 4~5回 6. 1回未満	3. 3回 7. 無し	4. 2回
		収集方式	05	1. ステーション方式 2. 各戸収集方式 3. その他			
	不燃ごみ	平均収集回数 (回/月)	06	1. 6回以上 5. 1回	2. 4~5回 6. 1回未満	3. 3回 7. 無し	4. 2回
		収集方式	07	1. ステーション方式 2. 各戸収集方式 3. その他			
	資源ごみ	平均収集回数 (回/月)	08	1. 6回以上 5. 1回	2. 4~5回 6. 1回未満	3. 3回 7. 無し	4. 2回
		収集方式	09	1. ステーション方式 2. 各戸収集方式 3. その他			
	その他	平均収集回数 (回/月)	10	1. 6回以上 5. 1回	2. 4~5回 6. 1回未満	3. 3回 7. 無し	4. 2回
		収集方式	11	1. ステーション方式 2. 各戸収集方式 3. その他			
	粗大ごみ	平均収集回数	12	1. 週1回 5. 年2~3回	2. 月2回 6. 年1回	3. 月1回 7. 不定期	4. 年4~11回 8. 無し
		収集方式	13	1. ステーション方式 2. 各戸収集方式 3. その他			

(15表について)

- この表は、市町村の状況を記入すること。（事務組合が収集している場合も記入すること）
- 平均収集回数は各収集区分ごとに該当するものに○をつけ、地区により収集回数が異なる場合にはその平均とすること。
- 年度途中で収集方法等の変更があった場合は、年度末時点の状況を記入すること。
- 資源ごみを何種類かに分けていて、それぞれ収集回数が異なる場合には、その平均を記入すること。

(2) 収集形態別収集量

16

市町村コード				
都道府県	市郡	町	村	

		市 町 村			組 合			合 計
		直営	委託	許可	直営	委託	許可	
		01	02	03	04	05	06	
混合ごみ	01	t	t	t	t	t	t	t
可燃ごみ	02	t	t	t	t	t	t	t
不燃ごみ	03	t	t	t	t	t	t	t
資源ごみ	04	t	t	t	t	t	t	t
その他	05	t	t	t	t	t	t	t
計	06	t	t	t	t	t	t	t
直接搬入ごみ	07							t
粗大ごみ	08	t	t	t	t	t	t	t
整数で記入すること								

(16表について)

- 各市町村の計画処理区域内のごみの収集量を集計形態別・収集区分別に記入すること。  
一部事務組合で収集をおこなっている市町村についても、組合の欄に必ず記入すること。  
この場合、一部事務組合に対して行う同調査と数値の整合を図ること。
- 直接搬入ごみ(06)とは、処理施設に事業者等により直接搬入されたごみから市町村が収集処理を委託又は許可した者から搬入されるものを除いたものをいうが、以下の点に留意すること。
  - 直接搬入された粗大ごみは直接搬入ごみとして扱う。
  - 市町村の施設の他に事務組合所有の施設にも搬入されている場合は、両方合わせた値を記入すること。
  - 他市町村からの一時的な搬入物も直接搬入ごみとして扱うこと。

(3) 資源ごみの収集状況

17

市町村コード			
都道府県	市郡	町	村

			収 集 量	団 体 数	補 助 金
			01	02	03
公 共	紙 類	01	t	=16表合計(04,07)	
	金 属 類	02	t		
	ガ ラ ス 類	03	t		
	そ の 他	04	t		
	計	05	t		
団 体	紙 類	06	t		
	金 属 類	07	t		
	ガ ラ ス 類	08	t		
	そ の 他	09	t		
	計	10	t		
合 計		11	t		千円
整数で記入すること					

(17表について)

注) 表の各欄の表現方法について 例 (05, 01)とは行番号が5で列番号が1である欄のことをいう。

- 1 公共とは、市町村、事務組合、委託業者、許可業者による収集をいう。
- 2 公共収集量の合計(05, 01)は16表の資源ごみの合計(04, 07)と一致させること。
- 3 団体とは、市民団体等による収集で、市町村が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているものをいう。
- 4 収集量は種類ごとの実績量とし、混合で収集している場合は、種類ごとに按分すること。  
また、実績量を把握していない場合には、その推定量を整数で記入すること。
- 5 市民団体等による収集に対し、補助金を交付している場合には、当該欄にその金額を記入すること。

(4) 排出形態別ごみ量

18

市町村コード				
都道府県	市郡	町	村	

		粗大ごみを除く 収集ごみ	直接搬入ごみ	粗大ごみ	計
		01	02	03	04
生活系ごみ	01	t	t	t	t
事業系ごみ	02	t	t	t	t
合計	03	t	t	t	t
整数で記入すること					

(5) 自家処理量

19

	粗大ごみを除く ごみ	粗大ごみ
	01	02
01	t	t
整数で記入すること		

(18表について)

- 生活系ごみ、事業系ごみの量については、各市町村の調査結果等資料がない場合は、収集形態等を勘案して推定し、その値を記入すること。

(推定の一例)

$$\text{生活系ごみ} = \text{直営収集ごみ} + \text{委託収集ごみ}$$

$$\text{事業系ごみ} = \text{許可業者収集ごみ} + \text{直接搬入ごみ}$$

(19表について)

- 事務組合が収集運搬をおこなっている地区の自家処理量についても忘れずに計上すること。
- 自家処理量とは、計画収集区域内で、市町村等により計画収集される以外の家庭系一般廃棄物でごみを自家肥料又は飼料として用いるか、直接農家等に依頼して処分させ、または自ら処分しているものをいい、計画収集量、計画収集人口、自家処理人口を勘案して推定値を記入すること。

(推定の一例)

$$\text{自家処理量} = \frac{\text{計画収集量}}{\text{計画収集人口}} \times \text{自家処理人口}$$

4 ごみ処理の状況

(1) 焼却処理

20

市町村コード				
都道府県	市郡	町村		

			01	
市町村処理	ごみの直接焼却	01	①	t
	焼却施設以外の中間処理施設からの搬入物	02	②	t
	小計	03		t
組合処理	ごみの直接焼却	04	①	t
	焼却施設以外の中間処理施設からの搬入物	05	②	t
	小計	06		t
	合計	07		t
整数で記入すること				

20表～24表については別紙ごみ処理フローシートを参照のこと。

(20表について)

- 1 焼却施設以外の中間処理施設からの搬入物には、21表中の中間処理施設で処理した破碎ごみ、残渣等を焼却した実績量を記入すること。

(2) 焼却以外の中間処理

21

市町村コード				
都道府県	市郡	町	村	

			01	
市町村処理	粗大ごみ処理施設での処理	01	③	t
	粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設での処理	02	④	t
	高速推肥化施設での処理	03	⑤	t
	その他の	04	⑥	t
	小計	05		t
組合処理	粗大ごみ処理施設での処理	06	③	t
	粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設での処理	07	④	t
	高速推肥化施設での処理	08	⑤	t
	その他の	09	⑥	t
	小計	10		t
合計		12		t
整数で記入すること				

(21表について)

- 1 粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設とは、資源ごみの選別施設、固形燃料化施設等の施設（前処理を行うための処理施設や、最終処分場の敷地内に併設されている施設を含む）で、粗大ごみ処理施設以外の施設をいう。
- 2 資源ごみについては、17表の公共により収集された量のみ計上し、団体により収集された量は記入しないこと。
- 3 資源ごみ等で収集後、資源化処理施設を経ずに直接再生業者等に搬入されたものは「その他」に計上すること。
- 4 推肥化、飼料は「その他」に記入すること。

(3) 最終処分

22

市町村コード				
	都道 府県	市 郡	町 村	

			自 区 外 処 理		合 計	
			自 区 内 処 理	県 内 処 理		県 外 処 理
			01	02		03
市 町 村 処 理	ごみの直接埋立	01	t	t	t ⑦	t
	焼却残渣	02	t	t	t ⑧	t
	焼却施設以外の 中間処理施設か らの搬入物	03	t	t	t ⑨	t
	小 計	04	t	t	t	t
組 合 処 理	ごみの直接埋立	05	t	t	t ⑦	t
	焼却残渣	06	t	t	t ⑧	t
	焼却施設以外の 中間処理施設か らの搬入物	07	t	t	t ⑨	t
	小 計	08	t	t	t	t
合 計		09	t	t	t	t
整数で記入すること						

(22表について)

- 1 焼却施設以外の中間処理施設からの搬入物には、21表中の中間処理施設で処理した破碎ごみ、残渣等を埋立処分した実績量を記入すること。

(4) 施設処理に伴う資源化量

23

市町村コード				
都道府県	市郡	町村		

			01	
市町村処理	焼却施設	01	⑩	t
	粗大ごみ処理施設	02	⑪	t
	粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設	03	⑫	t
	高速推肥化施設	04	⑬	t
	その他	05	⑭	t
	計	06		t
組合処理	焼却施設	07	⑩	t
	粗大ごみ処理施設	08	⑪	t
	粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設	09	⑫	t
	高速推肥化施設	10	⑬	t
	その他	11	⑭	t
	計	12		t
合計		13		t
整数で記入すること				

(23表について)

1 20、21表の中間処理施設で処理したごみから回収された資源化物量について記入すること。

市町村コード				
	都道府県	市郡	町村	

(5) 施設処理に伴う資源化物量 24

			紙	鉄	非鉄金属	ガラス	その他	計	
			01	02	03	04	05	06	
市町村	資源化物量	01	t	t	t	t	t	t	=23表(06,01)
	売却料金	02	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
組	資源化物量	03	t	t	t	t	t	t	=23表(12,01)
	売却料金	04	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
合計	資源化物量	05	t	t	t	t	t	t	
	売却料金	06	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
整数で記入すること									

(24表について)

- 1 表23に記入した資源化物について種類別に記入すること。
- 2 資源化物として回収しても売却できずに処分手数料等を支払った場合は売却金額は0千円と記入すること。

5 ごみ収集運搬機材

25

市町村コード				
都道府県	市郡	町	村	

			台数又は隻数	積載量
			01	02
直営分	車	収集車	01	台 t
	両	運搬車	02	台 t
	伝馬船等の船舶		03	隻 t
委託業者分	車	収集車	04	台 t
	両	運搬車	05	台 t
	伝馬船等の船舶		06	隻 t
許可業者分	車	収集車	07	台 t
	両	運搬車	08	台 t
	伝馬船等の船舶		09	隻 t
整数で記入すること				

(25表について)

- 1 事務組合が所有している車両、船舶及び事務組合が委託又は許可している業者の車両は計上しないこと。
- 2 使用台数、積載量は平成9年度末の数値を記入すること。
- 3 車両の積載量は、車検証に記載されている積載量とする。
- 4 積載量(02)は各車両の積載量の合計とし、少数第1位で四捨五入し整数とすること。合計値が1未満の場合は、1とすること。

Ⅲ し尿関係

1 計画処理区域の状況

(1) 計画処理区域の状況

26

市町村コード		
都道府県	市郡	町村

		01		
非水洗化人口		01	人	
内訳	計画収集人口	02	人	
	自家処理人口	03	人	
水洗化人口		04	人	
水洗化人口	公共下水道人口	05	人	
	コミュニティプラント人口	06	人	
人口内訳	浄化槽人口	07	人	
	合併処理浄化槽人口	08	人	
	浄化槽人口内訳	補助事業による合併処理浄化槽	09	人
		農業集落排水施設人口	10	人
		その他の合併処理浄化槽人口	11	人
単独処理浄化槽人口	12	人		

(2・6表について)

- 1 区域内で事務組合が処理している分も含めて記入すること。
- 2 公共下水道人口 (05) ……水洗便所から公共下水道に放流するものをいう。

コミュニティ・プラント人口 (06) ……水洗便所からコミュニティ・プラントを経て放流するものをいう。

※ コミュニティ・プラントとは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水を併せて処理する施設のことをいう。

浄化槽人口 (07) ……水洗便所から浄化槽を経て放流するものをいう。

- 3 合併処理浄化槽人口 (08) については、その内訳を (09) ~ (11) に記入すること。

$$(08) = (09) + (10) + (11)$$

$$\text{浄化槽人口 (07)} = \text{合併処理浄化槽人口 (08)} + \text{単独処理浄化槽人口 (12)}$$

市町村コード				
都道府県	市	郡	町	村

(2) し尿処理の概要

27

		01			
汲み取りし尿	収集回数	01	1. 月1回 4. 月4回	2. 月2回 5. その他	3. 月3回 6. 無し
	収集運搬	02	1. 直営 4. 許可	2. 組合 5. その他	3. 委託 6. 無し
	中間処理	03	1. 直営 4. 許可	2. 組合 5. その他	3. 委託 6. 無し
	海洋投入	04	1. 直営 4. 許可	2. 組合 5. その他	3. 委託 6. 無し
浄化槽汚泥	収集運搬	05	1. 直営 4. 許可	2. 組合 5. その他	3. 委託 6. 無し
	中間処理	06	1. 直営 4. 許可	2. 組合 5. その他	3. 委託 6. 無し
	海洋投入	07	1. 直営 4. 許可	2. 組合 5. その他	3. 委託 6. 無し
し尿汲み取り手数料	08		1. 徴収で従量制・回数制 2. 徴収で定額制（人頭制、世帯制） 3. 無料		重複は不可

(27表について)

- 1 該当する項の数字を○で囲むこととし、2つ以上該当する場合は、該当するものすべてを選択すること。ただし、し尿くみ取り手数料（08）については、2つ以上該当する場合であっても、最も比重の大きいものを1つ選択すること。
- 2 直営……市町村直営、組合……事務組合、委託……委託業者、許可……許可業者
- 3 事務組合が委託又は許可業者に行わせている場合には、組合の項に○をつけ、委託、許可の項には○をつけないこと。

3 し尿収集の状況

市町村コード			
都道 府県	市 郡	町	村

(1) 収集形態別収集量

28

			し 尿	消化槽汚泥	計
			01	02	03
市 町 村	直 営	01	kl	kl	kl
	委 託	02	kl	kl	kl
	許 可	03	kl	kl	kl
事 務 組 合	直 営	04	kl	kl	kl
	委 託	05	kl	kl	kl
	許 可	06	kl	kl	kl
合 計		07	kl	kl	kl
整数で記入すること					

(2) 自家処理量

29

		し 尿	浄化槽汚泥	計
		01	02	03
自 家 処 理 量	01	kl	kl	kl
整数で記入すること				

(28表について)

- 1 計画処理区域内の総収集量を収集形態別、収集区分別に記入すること。
- 2 し尿及び浄化槽汚泥の総収集量は30表の処理量と概ね一致すること。

(29表について)

- 1 事務組合が収集運搬を所管している場合にあっても、自家処理量は市町村において記入すること。
- 2 自家処理量とは、計画処理区域内で市町村等により収集されないし尿又は浄化槽汚泥を自家肥料として用いるか、直接農家等に依頼して処分し、又は自ら処分しているものをいう。  
(計画収集量、計画収集人口等を勘案して推定値を記入すること。)

推定の一例 
$$\text{自家処理量} = \frac{\text{計画収集量}}{\text{計画収集人口}} \times \text{自家処理人口}$$

4 し尿処理の状況

市町村コード				
都道府県	市郡	町	村	

(1) し尿処理の内訳

30

		し尿	消化槽汚泥	計	
		01	02	03	
市町村処理内訳	し尿処理施設	01	kl	kl	kl
	下水道投入	02	kl	kl	kl
	海洋投入	03	kl	kl	kl
	農村還元	04	kl	kl	kl
	その他	05	kl	kl	kl
	小計	06	kl	kl	kl
組合処理内訳	し尿処理施設	07	kl	kl	kl
	下水道投入	08	kl	kl	kl
	海洋投入	09	kl	kl	kl
	農村還元	10	kl	kl	kl
	その他	11	kl	kl	kl
	小計	12	kl	kl	kl
合計		13	kl	kl	kl
整数で記入すること					

=28表(07)

(30表について)

- し尿処理施設 (01) ……し尿処理施設において、嫌気性消化処理、化学処理、好気性処理及び湿式酸化処理方式等により処理するものをいう。  
(ごみのコンポスト化施設において、ごみ処理と併せて生し尿を処理する場合を含む。)
- 下水道投入 (02) ……終末処理場のある下水道に圧送又は投入するものをいう。
- 海洋投入 (03) ……収集したし尿又は浄化槽汚泥を海洋に投入するものをいう。
- 農村還元 (04) ……収集したし尿又は浄化槽汚泥を農村に還元するものをいい、現実に肥料として使用しているものをいう。
- その他 (05) ……山林、原野への浸透、砂地埋没等前各号以外の方法により処分するものをいう。
- 組合処理 (07~12) とは、事務組合で収集・処理しているもの及び市町村が収集したものを組合が処理するものをいう。
- し尿及び浄化槽汚泥の処理量は28表の総収集量とは原則的に一致していること。

市町村コード				
都道府県	市	郡	町	村

(2) 残渣処分の内訳

31

		市町村処理		組合処理	
		し尿処理施設	コミュニティプラント	し尿処理施設	コミュニティプラント
		01	02	03	04
埋立処分	01	t	t	t	t
肥料等に利用	02	t	t	t	t
その他	03	t	t	t	t
合計	04	t	t	t	t

整数で記入すること

(31表について)

- 1 残渣とは処理の結果生じた汚でい、し渣及びこれらを焼却等により処理した残渣等をいう。
- 2 肥料等に利用(02)とは、直接農地に還元したもの及び肥料工場に搬入したものを言う。
- 3 コミュニティプラントから発生した汚でい等をし尿処理施設で処理する場合はその他に記入すること。

(32表について)

- 1 事務組合が所有している車両船舶及び事務組合が委託又は許可業者に行わせている分を除く。
- 2 車両は、平成9年度末現在所有する総台数(総隻数)及び総積載量をそれぞれ記入すること。
- 3 収集車とは、各家庭等からし尿を収集し、処理施設まで運搬するための車両のことをいう。
- 4 収集車で、汚でい濃縮・脱水車等はその他に記入すること。
- 5 運搬車とは、し尿を積替えて処理施設まで運搬するための車両、残渣等を運搬するための車両のことを言う。
- 6 積載量(02)は各車両の積載量の合計とし、少数第1位で四捨五入し整数とすること。合計値が1未満の場合は、1とすること。
- 7 委託業者分、許可業者分欄は市町村の計画処理区域内から排出されるし尿を処理するために使用される委託業者及び許可業者の所有する車両船舶について記入すること。

5 し尿収集運搬機材

32

			直営分		委託業者分		許可業者分		
			台数または隻数	積載量	台数または隻数	積載量	台数または隻数	積載量	
			01	02	03	04	05	06	
車	収集車	バキューム車	01	台	k1	台	k1	台	k1
		その他	02	台	k1	台	k1	台	k1
		計	03	台	k1	台	k1	台	k1
両	運搬車	運搬車	04	台	k1	台	k1	台	k1
		計	05	台	k1	台	k1	台	k1
		伝馬船等の船舶	06	台	k1	台	k1	台	k1
		海洋投入船	07	台	k1	台	k1	台	k1

整数で記入すること

定 期	
登録番号	
登録年月日	平成 年 月 日

組 合 コード									
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成9年度  
一般廃棄物処理事業実態調査  
処理状況調査票  
[事務組合用]

この調査は、市町村及び事務組合における廃棄物処理事業の実態を正確に調査し、今後の国の廃棄物処理事業対策の基礎資料とするものである。

都道府県名	事務組合名	組 合 コード							
担 当 記 入 者	氏 名								
	勤 務 先	所 属 ・ 職 名							
	郵便番号	〒	-						
	電 話	( )	-						
	所 在 地								

記入上の注意

- 1 この調査票は、事務組合が、委託業者及び許可業者によって許可しているものも含め記入すること。  
なお、同内容の調査を市町村に対しても行っているため、市町村と数値の整合を図ること。
- 2 記載に当たっては、各表の記入要領にしたがうこと。
- 3 年間実績値については、平成9年度の実績とすること。
- 4 指定単位未満の端数については、特にことわりがない限り四捨五入によること。
- 5 組合内訳の表において、記入欄が足りない部分については、紙を補って記入すること。
- 6 記入は濃い鉛筆（HBが適当）でおこない、都道府県には複写したものではなく原票を提出すること。
- 7 記入欄には記入を求められている内容以上のことは記入しないこと。
- 8 単位を誤らないで記入すること。
- 9 各表中の太線で囲まれた欄については、すべて記入すること。処理量等の値が0の場合は必ず0と記入すること。
- 10 すべての記入が完了した後で、別紙チェックリストにより記入内容を必ずチェックすること。

I 総合的事項

組合コード				
組合				

1 市町村の状況

(1) 構成市町村の総数

61

		01
構成市町村の総数	01	

(61表について)

1. 事務組合を構成する団体数を記入すること。

組合コード				
組合				

(2) 構成市町村名 62

	市町村コード	市 町 村 名
	01	02
01		
02		
03		
04		
05		
06		
07		
08		
09		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(表62について)

- 1 事務組合を構成する市町村名を記入すること。
- 2 余った欄については、斜線を引くこと。
- 3 事務組合を構成する市町村数が21団体以上の場合は、同様の表を作成し記入すること。

組合コード					
					組合

2 事業の概要

(1) 事業の内容

63

		01
ごみ	01	1. 無し 2. 収集運搬 3. 中間処理 4. 最終処分 5. 業の許可 6. 施設建設の計画・施行 7. 資源化 8. 残渣処理 9. その他
し尿	02	1. 無し 2. 収集運搬 3. 中間処理 4. 残渣の処理 5. 業の許可 6. 施設建設の計画・施行 7. 海洋投入 8. 農村還元 9. その他
その他	03	1. 火葬場 2. 伝染病隔離病棟管理 3. 消防事業 4. 病院（診療所） 5. 老人福祉 6. 霊柩車 7. 公民館等 8. 学校給食 9. その他

ごみ	
し尿	
その他	

(2) 一般会計決算額

64

		01
一般会計決算額	01	千円

(63表について)

- 1 該当する項目のすべてを選択すること。
- 2 その他(03)とは、廃棄物処理事業以外の事業もおこなっている場合に記入すること。
- 3 各欄の「9.その他」を選択した場合は、次の表に具体的な内容を箇条書きにすること。

(64表について)

- 1 組合の歳出の総決算額(文教、厚生、建設等すべてを含む)を記入すること。

3 廃棄物処理事業経費

組合コード				
組合				

(1) 歳入

65

		ごみ	し尿	計	
		01	02	03	
特定 財 源	国庫支出金	01	千円	千円	千円
	都道府県支出金	02	千円	千円	千円
	地方債	03	千円	千円	千円
	使用料及び手数料	04	千円	千円	千円
	市町村分担金	05	千円	千円	千円
	その他	06	千円	千円	千円
	小計	07	千円	千円	千円
一般財源		08	千円	千円	千円
合計		09	千円	千円	千円
整数で記入すること					

=66表(14)

(65表について)

- 1 平成9年度決算額または決算見込み額を記入すること。
- 2 起債償還額に係るものを除くこと。
- 3 その他の欄には前記項目以外に廃棄物処理に係る特定財源がある場合のみ記入する。
- 4 使用料とは、例えばごみ処理場にごみを搬入する場合に徴収する使用料のことをいう。
- 5 手数料とは、廃棄物処理法第6条の2に基づき徴収している手数料をいう。
- 6 一般財源欄には市町村分担金を含まないこと。
- 7 ごみ、し尿の処理に直接係らない管理部門等の経費については、職員数等によってごみ及びし尿に区分して記入すること。
- 8 合計(09)については、66表の合計(14)と一致させること。

(5)

(2) 歳出 66

組合コード					
組合					

			ごみ	し尿	計	
			01	02	03	
建設・改良費	工事費	中間処理施設	01	千円	千円	千円
		最終処分場	02	千円	千円	千円
		その他	03	千円	千円	千円
		調査費	04	千円	千円	千円
	小計		05	千円	千円	千円
処理及び維持管理費	人件費		06	千円	千円	千円
	処理費	収集運搬費	07	千円	千円	千円
		中間処理費	08	千円	千円	千円
		最終処分費	09	千円	千円	千円
	車両等購入費		10	千円	千円	千円
	委託費		11	千円	千円	千円
	その他		12	千円	千円	千円
	小計		13	千円	千円	千円
合計		14	千円	千円	千円	
=65表(09) 整数で記入すること						

(66表について)

- 1 起債償還額に係るものは除くこと。
  - 2 平成9年度決算額又は決算見込み額を記入すること。
  - 3 建設・改良費(01~05)は一般廃棄物処理施設の整備(修繕費は含まない。災害復旧費を含む)に係る経費(工事雑費、事務費を含む)をいう。
  - 4 その他(03)とは中継施設、清掃事務所の整備に係る経費をいう。
  - 5 調査費(04)とは建設・改良工事又はアセスメントに係る調査費をいう。
  - 6 人件費(06)とは、給与費、手当、賃金、福利費、報酬、退職給与金、研修費、報酬費等職員に係る経費をいう。
  - 7 収集運搬費(07)とは、収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る人件費以外の経費をいう。粗大ごみ収集、大掃除、年末年始対策費等も含む。
  - 8 中間処理費(08)とは、処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費用等人権費以外の中間処理に係る経費をいう。
  - 9 最終処分費(09)とは、埋立地の維持管理費等最終処分に係る人件費以外の経費をいう。
  - 10 車両等購入費(10)とは、収集運搬、最終処分に係る収集運搬車両等の購入経費をいう。
  - 11 委託費(11)とは、施設運転の委託、収集運搬の委託等廃棄物処理に関して市町村間、市町村とその市町村が構成員になっていない事務組合、または、業者間において委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。
  - 12 その他(12)とは、廃棄物に関する調査研究費(建設・改良工事又はアセスメントに係るものを除く)及び他の項目に属さない経費をいう。
- 例) 道路河川清掃費、産業廃棄物処理対策費、犬猫等死体処理、胞衣汚物処理等に係る経費
- 13 合計(14) = 小計(05) + 小計(13) となっていることを必ずチェックすること。

組合コード				
組合				

(3) 処理及び維持管理費

67

		ごみ	し尿	計
		01	02	03
収 集 運 搬 費	01	千円	千円	千円
中 間 処 理 費	02	千円	千円	千円
最 終 処 分 費	03	千円	千円	千円
合 計	04	千円	千円	千円
整数で記入すること				

4 廃棄物処理事業従事職員

68

			ごみ	し尿	計
			01	02	03
一般職	事 務 系	01	人	人	人
	技 術 系	02	人	人	人
技能職	収 集 運 搬	03	人	人	人
	中 間 処 理	04	人	人	人
	最 終 処 分	05	人	人	人
	そ の 他	06	人	人	人
合 計		07	人	人	人
整数で記入すること					

(67表について)

- 1 収集運搬費(01)、中間処理費(02)、最終処分費(03)とは、66表の件数費(06)からその他(12)までの処理及び維持管理の総額を、これらの目的別に区分して記入するものとし、区分し難い費用については、職員数等によって按分する。
- 2 合計(04)は66表の小計(13)と一致させること。

(68表について)

- 1 この表は、事務組合の職員(委託業者は除く)で平成9年度末現在廃棄物処理行政に従事しているものについて記入すること。
- 2 ごみ、し尿のみに直接係らない管理部門の職員については、職員数で按分して記入すること。
- 3 一般職事務系(01)とは、一般事務員、指導員、集金員等をいい、技術系(02)とは、土木、衛生、建築、機械、電気、化学等の技術系職員をいう。
- 4 技能職(収集運搬)(03)とは、収集運搬車運転手、整備士、修理工、船舶乗員、船舶整備士、収集作業員等の収集運搬業務に携わる技能士、作業員をいう。  
技能職(中間処理)(04)は、クレーン操作者、ピット係員、焼却作業員等中間処理に携わる技能士、作業員をいう。  
技能職(最終処分)(05)とは、埋立地作業員等、最終処分に携わる技能士、作業員をいう。  
技能職(その他)(06)とは、洗濯作業員、監視員、雑役、タイピスト等をいう。
- 5 同一職員が他の業務を兼務している場合には、廃棄物処理事業経費決算(66表)の金額占める割合で職員数を按分すること。さらに、臨時備上は、延べ人数を365日で割り、最終的に小数点第1位で四捨五入して整数化すること。

5 許可・委託件数

69

組合コード				
組合				

(69表について)

この表は、事務組合が直接、平成9年度末現在委託又は許可している件数を記入すること。

(同一業者の重複もあり得る)

		収集運搬	中間処理	最終処分	合計
		01	02	03	04
ごみ	委託業 (法第6条)	01	件	件	件
	許可業 (法第7条)	02	件	件	件
し尿	委託業 (法第6条)	03	件	件	件
	許可業 (法第7条)	04	件	件	件
	浄化槽清掃業 (浄化槽法第35条)	05	/		

II ごみ処理関係

組合コード					
組合					

1 計画処理区域の状況

(1) 計画処理区域の状況 70

		01	
計画処理区域面積	01		Km <sup>2</sup>
計画処理区域内世帯数	02		世帯
計画処理区域内人口	03		人
内訳	計画収集人口	04	人
	自家処理人口	05	人

(2) 粗大ごみ計画収集人口 71

		01	
計画収集人口	01		人
自家処理人口	02		人

(70表について)

- 1 この表は、事務組合の計画処理区域内における計画処理区域面積(01)、計画処理区域内世帯数(02)、人口等(03~05)を記入すること。
- 2 計画処理区域面積(01)は小数点以下第2位まで記入すること。
- 3 世帯数及び人口は平成9年10月1日現在とする。
- 4 計画収集人口(04)は実際にごみの収集を行っている人口を記入すること。

(71表について)

人口は平成9年10月1日現在とすること。

組合コード					
組合					

2 ごみ処理の概要 72

		ごみ(粗大ごみを除く)	粗 大 ご み		
		01	02		
収 集 運 搬	01	1. 直営 2. 委託 3. 許可 4. その他 5. 無し	1. 直営 2. 委託 3. 許可 4. その他 5. 無し		
中 間 処 理	02	1. 直営 2. 委託 3. 許可 4. その他 5. 無し	1. 直営 2. 委託 3. 許可 4. その他 5. 無し		
埋 立	03	1. 直営 2. 委託 3. 許可 4. その他 5. 無し	1. 直営 2. 委託 3. 許可 4. その他 5. 無し		
手 数 料	家庭系ごみの手数料	04	1. 全て徴収で従量制・回数制 2. 全て徴収で定額制 3. 全て徴収で1.、2.以外の徴収方法 4. 多量の場合のみ徴収 5. 無料	1. 全て徴収で従量制・回数制 2. 全て徴収で定額制 3. 全て徴収で1.、2.以外の徴収方法 4. 多量の場合のみ徴収 5. 無料	重 複 は 不 可
	事業系ごみの手数料	05	1. 全て徴収で従量制・回数制 2. 全て徴収で定額制 3. 全て徴収で1.、2.以外の徴収方法 4. 多量の場合のみ徴収 5. 無料	1. 全て徴収で従量制・回数制 2. 全て徴収で定額制 3. 全て徴収で1.、2.以外の徴収方法 4. 多量の場合のみ徴収 5. 無料	
	直接搬入ごみの手数料	06	1. 全て徴収 2. 多量の場合のみ徴収 3. 無料	1. 全て徴収 2. 多量の場合のみ徴収 3. 無料	
ごみの計量方法		07	1. 中間処理施設の計量施設 2. 最終処分場の計量施設 3. 搬入台数 4. その他	1. 中間処理施設の計量器 2. 最終処分場の計量器 3. 搬入台数 4. その他	
ご み の 種 類 測 定 成 実 積	紙 布 類	08			整 数 で 記 入 す る こ と
	ビニール、合成樹脂 ゴム、皮革類	09			
	木、竹、わら類	10			
	ちゅう芥類	11			
	不 燃 物 類	12			
	そ の 他	13			
	三 成 分	水 分	14		
灰 分	15				
可 燃 分	16				
低 位 発 熱 量	17		kcal/kg		

(72表について)

- 1 収集運搬(01)、中間処理(02)埋立(03)については、該当するものすべてに○をつけること。
- 2 手数料(04)～(06)については、2つ以上該当する場合であっても、最も比重の大きいものを1つ選択すること。
- 3 直営……市町村直営、委託……委託業者、許可……許可業者
- 4 ごみの計量方法は各施設に計量器が設置されている場合は1.又は2.に○をつけ(重複可)計量器が設置されておらず、搬入台数からごみ量を計算している場合は3.に○をつける。
- 5 ごみ質は主に焼却処理されているごみの組成割合を整数で記入すること。(少数第1位を四捨五入すること。)

3 ごみ収集の状況

(1) 収集方式、回数状況

73

組合コード				
組合				

		01				
ごみの分別数		01				
混合 ごみ	平均収集回数 (回/週)	02	1. 6~7回 5. 1回	2. 4~5回 6. 1回未満	3. 3回 7. 無し	4. 2回
	収集方式	03	1. ステーション方式 2. 各戸収集方式 3. その他			
可燃 ごみ	平均収集回数 (回/週)	04	1. 6~7回 5. 1回	2. 4~5回 6. 1回未満	3. 3回 7. 無し	4. 2回
	収集方式	05	1. ステーション方式 2. 各戸収集方式 3. その他			
不燃 ごみ	平均収集回数 (回/月)	06	1. 6回以上 5. 1回	2. 4~5回 6. 1回未満	3. 3回 7. 無し	4. 2回
	収集方式	07	1. ステーション方式 2. 各戸収集方式 3. その他			
資源 ごみ	平均収集回数 (回/月)	08	1. 6回以上 5. 1回	2. 4~5回 6. 1回未満	3. 3回 7. 無し	4. 2回
	収集方式	09	1. ステーション方式 2. 各戸収集方式 3. その他			
その他	平均収集回数 (回/月)	10	1. 6回以上 5. 1回	2. 4~5回 6. 1回未満	3. 3回 7. 無し	4. 2回
	収集方式	11	1. ステーション方式 2. 各戸収集方式 3. その他			
粗大 ごみ	平均収集回数	12	1. 週1回 5. 年2~3回	2. 月2回 6. 年1回	3. 月1回 7. 不定期	4. 年4~11回 8. 無し
	収集方式	13	1. ステーション方式 2. 各戸収集方式 3. その他			

(73表について)

- 1 平均収集回数は各収集区分ごとに該当するものに○をつけ、地区により収集回数異なる場合にはその平均とすること。
- 2 年度途中で収集方法等の変更があった場合は、年度末時点の状況を記入すること。

(2) 収集形態別収集量

74

組合コード				
組合				

		組 合			合 計
		直営	委託	許可	
		01	02	03	
混 合 ご み	01	t	t	t	t
可 燃 ご み	02	t	t	t	t
不 燃 ご み	03	t	t	t	t
資 源 ご み	04	t	t	t	t
そ の 他	05	t	t	t	t
計	06	t	t	t	t
直接搬入ごみ	07				t
粗 大 ご み	08	t	t	t	t
整数で記入すること					

(74表について)

- 1 計画処理区域内の集計形態別・収集区分別に記入すること。
- 2 直接搬入ごみ(06)とは、処理施設に事業者等により直接搬入されたごみから事務組合が収集・処理を委託又は許可した者から搬入されるものを除いたものをいうが、以下の点に留意すること。
  - (1) 直接搬入された粗大ごみは直接搬入ごみとして扱う。
  - (2) 構成市町村以外の他市町村からの一時的な搬入物も直接搬入ごみとして扱うこと。
- 3 処理量については、各市町村への同調査と整合を図ること。

(3) 資源ごみの収集状況

75

組合コード				
組合				

			収 集 量	団 体 数	補 助 金
			01	02	03
公 共	紙 類	01	t	=74表合計(04,04)	
	金 属 類	02	t		
	ガ ラ ス 類	03	t		
	そ の 他	04	t		
	計	05	t		
団 体	紙 類	06	t		
	金 属 類	07	t		
	ガ ラ ス 類	08	t		
	そ の 他	09	t		
	計	10	t		
合 計		11	t		千円
整数で記入すること					

(75表について)

注) 表の各欄の表現方法について 例 (05, 01)とは行番号が5で列番号が1である欄のことをいう。

- 1 公共とは、事務組合、委託業者、許可業者による収集をいう。
- 2 公共収集量の合計(05, 01)は74表の資源ごみの合計(04, 04)と一致させること。
- 3 団体とは、市民団体等による収集で、市町村が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているものをいう。
- 4 収集量は種類ごとの実績量とし、混合で収集している場合は、種類ごとに按分すること。  
また、実績量を把握していない場合には、その推定量を整数で記入すること。
- 5 市民団体等による収集に対し、補助金を交付している場合には、当該欄にその金額を記入すること。

(4) 排出形態別ごみ量

76

組合コード				
組合				

		粗大ごみを除く 収集ごみ	直接搬入ごみ	粗大ごみ	計
		01	02	03	04
生活系ごみ	01	t	t	t	t
事業系ごみ	02	t	t	t	t
合計	03	t	t	t	t
整数で記入すること					

(5) 自家処理量

77

		粗大ごみを除く ごみ	粗大ごみ
		01	02
01		t	t
整数で記入すること			

(76表について)

1 生活系ごみ、事業系ごみの量については、各市町村の調査結果等資料がない場合は、収集形態等を勘案して推定し、その値を記入すること。

(推定の一例)

生活系ごみ=直営収集ごみ+委託収集ごみ

事業系ごみ=許可業者収集ごみ+直接搬入ごみ

(77表について)

1 自家処理量とは、計画収集区域内で、事務組合等により計画収集される以外の家庭系一般廃棄物でごみを自家肥料又は飼料として用いるか、直接農家等に依頼して処分させ、または自ら処分しているものをいい、計画収集量、計画収集人口、自家処理人口を勘案して推定値を記入すること。

(推定の一例) 自家処理量 =  $\frac{\text{計画収集量}}{\text{計画収集人口}} \times \text{自家処理人口}$

4 ごみ処理の状況

(1) 焼却処理

78

組合コード				
				組合

		01	
ごみの直接焼却	01	①	t
焼却施設以外の中間処理施設からの可燃物	02	②	t
合計	03		t
整数で記入すること			

78表～82表については別紙ごみ処理フローシートを参照のこと。

(78表について)

- 1 焼却施設以外の中間処理施設からの搬入物には、79表中の中間処理施設で処理した破碎ごみ、残渣等を焼却した実績量を記入すること。

(2) 焼却以外の中間処理

79

組合コード					
組合					

		01	
粗大ごみ処理施設での処理	01	③	t
粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設での処理	02	④	t
高速推肥化施設での処理	03	⑤	t
その他の	04	⑥	t
合計	05		

(79表について)

- 1 粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設とは、資源ごみの選別施設、固形燃料化施設等の施設（前処理を行うための処理施設や、最終処分場の敷地内に併設されている施設を含む）で、粗大ごみ処理施設以外の施設をいう。
- 2 資源ごみについては、75表の公共により収集された量のみ計上し、団体により収集された量は記入しないこと。
- 3 資源ごみ等で収集後、資源化処理施設を経ずに直接再生業者等に搬入されたものは「その他」に計上すること。
- 4 推肥化、飼料は「その他」に記入すること。

(3) 最終処分

80

組合コード				
組合				

		自 区 外 処 理			合 計
		自 区 内 処 理			
		01	02	03	
ごみの直接埋立	01	t	t	t	⑦ t
焼 却 残 渣	02	t	t	t	⑧ t
焼却施設以外の 中間処理施設か ら搬入物	03	t	t	t	⑨ t
合 計	04	t	t	t	t
整数で記入すること					

(80表について)

- 1 焼却施設以外の中間処理施設からの搬入物には、79表中の中間処理施設で処理した破碎ごみ、残渣等を埋立処分した実績量を記入すること。

(4) 施設処理に伴う資源化量

81

組合コード					
組合					

		01	
焼却施設	01	⑩	t
粗大ごみ処理施設	02	⑪	t
粗大ごみ処理施設以外の資源化等をおこなう施設	03	⑫	t
高速推肥化施設	04	⑬	t
その他	05	⑭	t
計	06		
整数で記入すること			

(5) 施設処理に伴う資源化物量

82

		紙	鉄	非鉄金属	ガラス	その他	計
		01	02	03	04	05	06
資源化物量	01	t	t	t	t	t	t
売却料金	02	千円	千円	千円	千円	千円	千円
整数で記入すること							

(81表について)

- 78、79表の中間処理施設で処理したごみから回収された資源化物量について記入すること。

(82表について)

- 表81に記入した資源化物について種類別に記入すること。
- 資源化物として回収しても売却できずに処分手数料等を支払った場合は売却金額は0千円と記入すること。

5 ごみ収集運搬機材

83

組合コード				
組合				

			台数又は隻数	積載量	
			01	02	
直営分	車	収集車	01	台	t
	両	運搬車	02	台	t
	伝馬船等の船舶		03	隻	t
委託業者分	車	収集車	04	台	t
	両	運搬車	05	台	t
	伝馬船等の船舶		06	隻	t
許可業者分	車	収集車	07	台	t
	両	運搬車	08	台	t
	伝馬船等の船舶		09	隻	t
整数で記入すること					

(83表について)

- 1 使用台数、積載量は平成9年度末の数値を記入すること。
- 2 車両の積載量は、車検証に記載されている積載量とする。
- 3 積載量は各車両の積載量の合計とし、少数第1位で四捨五入し整数とすること。合計値が1未満の場合は、1とすること。

Ⅲ し尿関係  
1 計画処理区域の状況

組合コード					
組合					

(1) 計画処理区域の状況 84

		01		
	非水洗化人口	01	人	
内	計画収集人口	02	人	
	自家処理人口	03	人	
訳	水洗化人口	04	人	
水	公共下水道人口	05	人	
	コミュニティプラント人口	06	人	
	浄化槽人口	07	人	
洗	浄化槽内訳	合併処理浄化槽人口	08	人
		補助事業による合併処理浄化槽	09	人
		農業集落排水施設人口	10	人
		その他の合併処理浄化槽人口	11	人
	単独処理浄化槽人口	12	人	

(84表について)

- 1 計画処理区域内で事務組合が処理している分も含めて記入すること。
- 2 公共下水道人口 (05) ……水洗便所から公共下水道に放流するものをいう。

コミュニティ・プラント人口 (06) ……水洗便所からコミュニティ・プラントを経て放流するものをいう。

※ コミュニティ・プラントとは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水を併せて処理する施設のことをいう。

浄化槽人口 (07) ……水洗便所から浄化槽を経て放流するものをいう。

- 3 合併処理浄化槽人口 (08) については、その内訳を (09) ~ (11) に記入すること。

$$(08) = (09) + (10) + (11)$$

$$\text{浄化槽人口 (07)} = \text{合併処理浄化槽人口 (08)} + \text{単独処理浄化槽人口 (12)}$$

組合コード				
組合				

2 し尿処理の概要

85

		01			
汲み取りし尿	収集回数	01	1. 月1回 4. 月4回	2. 月2回 5. その他	3. 月3回 6. 無し
	収集運搬	02	1. 直営 4. 許可	5. その他	3. 委託 6. 無し
	中間処理	03	1. 直営 4. 許可	5. その他	3. 委託 6. 無し
	海洋投入	04	1. 直営 4. 許可	5. その他	3. 委託 6. 無し
浄化槽汚泥	収集運搬	05	1. 直営 4. 許可	5. その他	3. 委託 6. 無し
	中間処理	06	1. 直営 4. 許可	5. その他	3. 委託 6. 無し
	海洋投入	07	1. 直営 4. 許可	5. その他	3. 委託 6. 無し
し尿汲み取り手数料	08	1. 徴収で従量制・回数制 2. 徴収で定額制（人头制、世帯制） 3. 無料			重複は不可

(85表について)

- 1 該当する項の数字を○で囲むこととし、2つ以上該当する場合は、該当するものすべてを選択すること。ただし、し尿くみ取り手数料(09)については、2つ以上該当する場合であっても、最も比重の高いものを1つ選択すること。
- 2 直営……組合直営、委託……委託業者、許可……許可業者

3 し尿収集の状況

組合コード				
組合				

(1) 収集形態別収集量

86

		し尿	消化槽汚泥	計
		01	02	03
直営	01	kl	kl	kl
委託	02	kl	kl	kl
許可	03	kl	kl	kl
合計	04	kl	kl	kl
整数で記入すること				

(2) 自家処理量

87

		し尿	浄化槽汚泥	計
		01	02	03
自家処理量	01	kl	kl	kl
整数で記入すること				

(86表について)

- 1 計画処理区域内の総収集量を収集形態別、収集区分別に記入すること。
- 2 し尿及び浄化槽汚泥の総収集量は80表の処理量と概ね一致すること。

(87表について)

- 1 自家処理量とは、計画処理区域内で市町村等により収集されないし尿又は浄化槽汚泥を自家肥料として用いるが、直接農家等に依頼して処分し、又は自ら処分しているものをいう。  
(計画収集量、計画収集人口等を勘案して推定値を記入すること。)

推定の一例 
$$\text{自家処理量} = \frac{\text{計画収集量}}{\text{計画収集人口}} \times \text{自家処理人口}$$

4 し尿処理の状況

組合コード				
組合				

(1) し尿処理の内訳

88

		し尿	消化槽汚泥	計
		01	02	03
し尿処理施設	01	kl	kl	kl
下水道投入	02	kl	kl	kl
海洋投入	03	kl	kl	kl
農村還元	04	kl	kl	kl
その他	05	kl	kl	kl
合計	06	kl	kl	kl
整数で記入すること				

=86表(04)

(88表について)

- 1 し尿処理施設 (01) ……し尿処理施設において、嫌気性消化処理、化学処理、好気性処理及び湿式酸化処理方式等により処理するものをいう。  
(ごみのコンポスト化施設において、ごみ処理と併せて生し尿を処理する場合を含む。)
- 下水道投入 (02) ……終末処理場のある下水道に圧送又は投入するものをいう。
- 海洋投入 (03) ……収集したし尿又は浄化槽汚泥を海洋に投入するものをいう。
- 農村還元 (04) ……収集したし尿又は浄化槽汚泥を農村に還元するものをいい、現実に肥料として使用しているものをいう。
- その他 (05) ……山林、原野への浸透、砂地埋没等前各号以外の方法により処分するものをいう。

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量は86表の総収集量とは原則的に一致していること。

組合コード				
組合				

(2) 残渣処分の内訳

89

		組 合 処 理	
		し尿処理施設	コミュニティプラント
		01	02
埋立処分	01	t	t
肥料等に利用	02	t	t
その他	03	t	t
合計	04	t	t
整数で記入すること			

(89表について)

- 1 残渣とは処理の結果生じた汚泥、し渣及びこれらを焼却等により処理した残渣等をいう。
- 2 肥料等に利用(02)とは、直接農地に還元したものと及び肥料工場に搬入したものを言う。
- 3 コミュニティプラントから発生した汚でい等をし尿処理施設で処理する場合はその他に記入すること。

(90表について)

- 1 車両は、平成9年度末現在所有する総台数(総隻数)及び総積載量をそれぞれ記入すること。
- 2 収集車とは、各家庭等からし尿を収集し、処理施設まで運搬するための車両のことをいう。
- 3 収集車で、汚でい濃縮・脱水車等はその他に記入すること。
- 4 運搬車とは、し尿を積替えて処理施設まで運搬するための車両、残渣等を運搬するための車両のことを言う。
- 5 積載量は各車両の積載量の合計とし、少数第1位で四捨五入し整数とすること。合計値が1未満の場合は、1とすること。
- 6 委託業者分、許可業者分欄は組合の計画処理区域内から排出されるし尿を処理するために使用される委託業者及び許可業者の所有する車両船舶について記入すること。

5 し尿収集運搬機材

90

			直 営 分		委 託 業 者 分		許 可 業 者 分		
			台数または隻数	積載量	台数または隻数	積載量	台数または隻数	積載量	
			01	02	03	04	05	06	
車	収集車	バキューム車	01	台	kl	台	kl	台	kl
		その他	02	台	kl	台	kl	台	kl
		計	03	台	kl	台	kl	台	kl
両	運搬車	計	04	台	kl	台	kl	台	kl
		計	05	台	kl	台	kl	台	kl
伝馬船等の船舶		06	隻	kl	隻	kl	隻	kl	
海洋投入船		07	隻	kl	隻	kl	隻	kl	
整数で記入すること									

# 焼却施設 (市町村・事務組合用)

## (1) 施設名称

県コード \_\_\_\_\_ 都道府県名 \_\_\_\_\_

地方公共団体コード \_\_\_\_\_ 地方公共団体名 \_\_\_\_\_  
 施設番号 \_\_\_\_\_ 施設名称 \_\_\_\_\_

## (2) 処理実績

年間処理量	t/年度
資源回収量	t/年度

## (3) 施設概要 (平成9年度末現在)

### 【記入上の注意】

- 資源回収量とは主に焼却灰から回収された鉄等の量のことをいうが、焼却施設内にごみの選別施設等が設置されている場合は、それによる回収量も計上すること。
- 処理対象廃棄物は該当する全てを選択すること。なお、処理残渣とは粗大ごみ処理施設等中間処理施設で処理された破碎ごみや中間処理により発生する可燃性の残渣等のことをいう。
- 処理方式が異なる炉がある場合は別の施設番号を設定すること。
- 処理方式が流動床炉の場合は、その稼働体制により「2. 機械化バッチ」「3. 准連続」「4. 全連続」のいずれかを選択すること。
- 前処理施設の有無は破碎等焼却の前処理を行う施設が同一建物内、同一敷地内に設置されている場合は「1. 有」を選択すること。
- 余熱利用の状況は該当する全てを選択すること。
- 発電能力は余熱利用状況で「5. 発電(場内利用)」又は「6. 発電(場外供給)」を選択した場合に記入すること。
- 灰処理設備の有無の灰処理設備とは、焼却灰及びばいじん(集じん灰)の安定化処理のための設備をいう。ばいじんを単に水で湿練する設備は該当しない。

施設概要変更の有無(平成8年度比較)

有り  無し

「有り」の場合は下欄を変更すること。(追加: ◻印 削除: ×印)

焼却対象廃棄物

混合ごみ  可燃ごみ  不燃ごみ  資源ごみ  その他  
 直接搬入ごみ  粗大ごみ  処理残渣

処理方式

ストーカ式  流動床式  その他

処理能力 \_\_\_\_\_ t/日

炉型式

固定バッチ  機械化バッチ  准連続  
 全連続  その他

炉数 \_\_\_\_\_

使用開始年(西暦) \_\_\_\_\_ 年

前処理の有無

有り  無し

余熱利用の状況

無し  場内温水  場内蒸気  発電(場内利用)  発電(場外供給)  
 場外温水  場外蒸気  その他

灰処理設備の有無

有り  無し (方法)  セメント固化  薬剤処理  
 無し  熔融処理  その他

発電能力 \_\_\_\_\_ kW

運転管理体制

直営  委託  一部委託

施設の改廃等

新設  能力変更  休止  廃止  移管

# 高速堆肥化施設 (市町村・事務組合用)

## (1) 施設名称

県コード \_\_\_\_\_ 都道府県名 \_\_\_\_\_

地方公共団体  
コード \_\_\_\_\_

地方公共団体名 \_\_\_\_\_

施設番号 \_\_\_\_\_

施設名称 \_\_\_\_\_

## (2) 処理実績

年間処理量	t/年度
堆肥製造量	t/年度

### 【記入上の注意】

1. 機械式とは堅型多段式、横型箱式等原料の移送・攪拌が機械化されているものをいう。

## (3) 施設概要 (平成9年度末現在)

施設概要変更の有  
無 (平成8年度比較)

有り

無し

「有り」の場合は下欄を変更すること。(追加: レ印 削除: ×印)

処理方式

機械式

野積み式

処理能力

\_\_\_\_\_ t/日

使用開始年(西暦)

\_\_\_\_\_ 年

運転管理の体制

直営

委託

一部委託

施設の改廃等

新設

能力変更

休止

廃止

移管

# 粗大ごみ処理施設 (市町村・事務組合用)

## (1) 施設名称

県コード \_\_\_\_\_ 都道府県名 \_\_\_\_\_

地方公共団体  
コード \_\_\_\_\_

地方公共団体名 \_\_\_\_\_

施設番号 \_\_\_\_\_

施設名称 \_\_\_\_\_

## (2) 処理実績

年間処理量	t/年度
資源回収量	t/年度

### 【記入上の注意】

- 粗大ごみ処理施設とは、粗大ごみを対象に破碎、圧縮等の処理及び有価物の選別を行う施設のことをいう。
- 処理実績について、粗大ごみ処理施設内に資源ごみの選別施設等が設置されている場合はそれによる回収量も計上すること
- 処理対象廃棄物は該当する全てを選択すること。なお、処理残渣とは粗大ごみ処理施設等中間処理施設で処理された破碎ごみや中間処理により発生する可燃性の残渣等のことをいう。
- 処理方式の区分は以下によること。
  - 1-破碎 原則として家具等の可燃性粗大ごみを破碎することにより、焼却施設で容易に焼却し得るように処理する施設のことをいう。
  - 2-圧縮 不燃性粗大ごみを破碎・圧縮する施設のことをいう。
  - 3-併用 可燃性及び不燃性の粗大ごみを破碎(粉碎)する施設のことをいう。

## (3) 施設概要 (平成9年度末現在)

施設概要変更の有無  
(平成8年度比較)

有り  無し

「有り」の場合は下欄を変更すること。(追加: ◻印 削除: ×印)

処理対象廃棄物

混合ごみ  可燃ごみ  不燃ごみ  資源ごみ  その他  
 直接搬入ごみ  粗大ごみ

処理方式

破碎  圧縮  併用

処理能力 \_\_\_\_\_ t/日

選別数  
(機械選別)

2種類  3種類  4種類  
 5種類以上

使用開始年(西暦) \_\_\_\_\_ 年

運転管理の体制

直営  委託  一部委託

施設の改廃等

新設  能力変更  休止  廃止  移管

# 粗大ごみ処理施設以外の資源化等施設（市町村・事務組合用）

## (1) 施設名称

県コード \_\_\_\_\_ 都道府県名 \_\_\_\_\_

地方公共団体コード \_\_\_\_\_ 地方公共団体名 \_\_\_\_\_  
 施設番号 \_\_\_\_\_ 施設名称 \_\_\_\_\_

## (2) 処理実績

年間処理量	t/年度
資源回収量	t/年度

### 【記入上の注意】

- 粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設とは、不燃ごみの選別施設、固形燃料化施設等の施設（前処理を行うための処理施設や、最終処分場の敷地内に併設されている施設を含む）で粗大ごみ処理施設以外の施設のことをいう。
- 処理対象廃棄物は該当する全てを選択すること。
- 処理内容について、プラスチックの圧縮減容等「1」「2」に該当しない施設の場合は、「3. その他」を選択すること

## (3) 施設概要（平成9年度末現在）

施設概要変更の有無（平成8年度比較）

有り  無し

「有り」の場合は下欄を変更すること。（追加：レ印 削除：×印）

処理対象廃棄物

混合ごみ  可燃ごみ  不燃ごみ  資源ごみ  その他  
 直接搬入ごみ  粗大ごみ

処理内容

資源ごみとして収集したごみの選別、資源化  
 ごみの固形燃料化  
 その他

処理能力 \_\_\_\_\_ t/日

使用開始年(西暦) \_\_\_\_\_ 年

運転管理体制

直営  委託  一部委託

施設の改廃等

新設  能力変更  休止  廃止  移管

# 最終処分場 (市町村・事務組合用)

## (1) 施設名称

県コード \_\_\_\_\_ 都道府県名 \_\_\_\_\_

地方公共団体  
コード \_\_\_\_\_

地方公共団体名 \_\_\_\_\_

施設番号 \_\_\_\_\_

施設名称 \_\_\_\_\_

## (2) 処理実績

埋立容量 (覆土を含む)	m3/年度
残余容量	m3

### 【記入上の注意】

1. 埋立を完了した施設についても、閉鎖していない施設であれば必ず記入すること。
2. 処理対象廃棄物は該当する全てを選択すること。
3. シャ水工の有無については地盤が不透水性であり、地盤にシャ水機能をもたせている場合は「1. 有」を選択すること。

## (3) 施設概要 (平成9年度末現在)

施設概要変更の有無 (平成8年度比較)

有り  無し

「有り」の場合は下欄を変更すること。(追加: レ印 削除: ×印)

土地所有

自己所有  県有地  国有地  その他

埋立場所

山間  平地  水面(海面を除く)  海面

処理対象廃棄物

混合ごみ  可燃ごみ  不燃ごみ  資源ごみ  その他  
 直接搬入ごみ  粗大ごみ  破碎ごみ、中間処理残渣  焼却残渣

浸出水処理施設の有無

有り  無し

埋立開始年(西暦) \_\_\_\_\_ 年

シャ水工の有無

有り  無し

埋立地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

運転管理体制

直営  委託  一部委託

全体容積 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>

施設の改廃等

新設  能力変更  休止  廃止  移管

# し尿処理施設 (市町村・事務組合用)

## (1) 施設名称

県コード \_\_\_\_\_ 都道府県名 \_\_\_\_\_

地方公共団体  
コード \_\_\_\_\_

地方公共団体名 \_\_\_\_\_

施設番号 \_\_\_\_\_

施設名称 \_\_\_\_\_

## (2) 処理実績

年間処理量	し 尿	kl/年度
	浄化槽汚泥	kl/年度
残渣処分量	埋立処分	t/年度
	肥料等に利用	t/年度
	その他	t/年度

### 【記入上の注意】

- 処理方式の区分は以下によること。
  - 嫌気 - 嫌気性消化・活性汚泥処理方式
  - 好気 - 好気性消化・活性汚泥処理方式
  - 好希釈 - 好気性処理のうち希釈ばっ気・活性汚泥処理方式
  - 好一段 - 好気性処理のうち一段活性汚泥処理方式
  - 好二段 - 好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式
  - 曝脱 - 標準曝脱処理方式(旧低二段)
  - 湿式酸化 - 湿式酸化・活性汚泥処理方式
  - 高負荷 - 高負荷曝脱処理方式
  - 膜分離 - 膜分離処理方式
  - 焼却 - 焼却処理方式
  - 下水投入 - 下水投入方式
  - 浄化槽専用 - 浄化槽汚泥専用処理方式
  - 一次処理 - 一次処理後に下水道に放流
  - その他 - 上記に該当しない処理方式

## (3) 施設概要 (平成9年度末現在)

施設概要変更の有無 (平成8年度比較)

有り  無し

「有り」の場合は下欄を変更すること。(追加: ◯印 削除: ×印)

処理対象廃棄物

し尿  浄化槽汚泥  両方

処理方法

嫌気  好気  好希釈  好一段  好二段  
 曝脱  湿式酸化  高負荷  膜分離  焼却  
 下水投入  浄化槽専用  一次処理  その他

運転管理体制

直営  委託  一部委託

処理能力 \_\_\_\_\_ kl/日

使用開始年(西暦) \_\_\_\_\_ 年

施設の改廃等

新設  能力変更  休止  廃止  移管

# コミュニティプラント (市町村・事務組合用)

## (1) 施設名称

県コード \_\_\_\_\_ 都道府県名 \_\_\_\_\_

地方公共団体  
コード \_\_\_\_\_

地方公共団体名 \_\_\_\_\_

施設番号 \_\_\_\_\_

施設名称 \_\_\_\_\_

## (2) 処理実績

汚水処理量		m3/年度
残渣処分量	埋立処分	m3/年度
	肥料等に利用	m3/年度
	し尿処理施設	m3/年度
	その他	m3/年度

### 【記入上の注意】

1. コミュニティプラントとは、廃棄物処理法第6条第1項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水と併せて処理する施設のことをいう。

2. 処理方式の区分は以下によること。

- 1 接触ばっ気 - 接触ばっ気処理方式
- 2 回転板接触 - 回転板接触処理方式
- 3 回分式活性汚泥 - 回分式活性汚泥処理方式
- 4 長時間ばっ気 - 長時間ばっ気処理方式
- 5 標準活性汚泥 - 標準活性汚泥処理方式
- 6 生物学的脱窒素 - 生物学的脱窒素処理方式
- 7 その他 - 上記に該当しない処理方式

## (3) 施設概要 (平成9年度末現在)

施設概要変更の有無 (平成8年度比較)

有り  無し

「有り」の場合は下欄を変更すること。(追加: レ印 削除: ×印)

処理方法

接触ばっ気  回転板接触  回分式活性汚泥  長時間ばっ気  
 標準活性汚泥  生物学的脱窒素  その他

運転管理体制

直営  委託  一部委託

計画最大汚水量 \_\_\_\_\_ m3/日

料金徴収の有無

有り  無し

使用開始年(西暦) \_\_\_\_\_ 年

施設の改廃等

新設  能力変更  休止  廃止  移管